

令和7年10月31日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について（１）

関東地方整備局は、世紀東急工業株式会社（東京都港区）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○総務部契約課 課長 榎本 （内線：2511）

○総務部契約課 課長補佐 大平 （内線：2517）

○企画部技術調査課 課長 小宮山 （内線：3251）

○企画部技術調査課 課長補佐 高坂 （内線：3252）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木 （内線：5880）

経理調達課 課長 池田 （内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園2-9-3

2. 指名停止措置期間

令和7年10月31日から令和7年12月11日まで（6週間）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者が施工した、千葉国道事務所発注の「R3国道16号市原地区（その6）電線共同溝工事」及び「R2国道16号姉崎海岸―北袖舗装修繕工事」において出来形不足が判明した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第2号（過失による粗雑工事）に該当する。

<指名停止等の措置要領別表第1第2号>

措 置 要 件	期 間
（過失による粗雑工事） 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内